

第12回 総会報告(案)

設楽ダムの建設中止を求める会

) 設楽ダムをめぐる状況

中部地整(事業者)の動き

ダムサイト左岸の地質調査では、横坑4本の調査をまとめた報告書が2017年9月末にでるとの工事事務所の情報に基づいて開示請求を行った結果、11月はじめに報告書(CDR)を入手した。4本の横坑のうち、最後に掘られた横坑1本については、データの記述のみで検討されていない。

一方、2017年6月3日に着工式を開いた転流工については、2018年の1月からトンネル工事に取り掛かる準備工事が始まり、現在は、主に第一トンネルの下流1km付近の左岸側斜面の土砂搬出をしている。

工事用道路については、川向地区から境川沿いに下り、寒狭川との合流点から、松戸橋、旧田口駅地点を経由してダムサイトに至るルートの拡幅工事や、鉄橋工事が進んでおり、工事用の大型機械を搬入する準備が整いつつある。

水系水資源開発基本計画(フルプラン)の目標年(2015年)が過ぎた

水道水の需要想定が過大であることが確定し、設楽ダム建設事業の特定多目的ダム法上の根拠がないことが明白になった。したがって、大村知事が本体工事にストップをかける正当な理由ができたと言える。しかしながら、愛知県、県議会ともに、ダム事業推進の姿勢は変わっていない。県議会では、唯一日本共産党県議団のみが、私たちと一致する立場にあり、請願の紹介議員を引き受けてくれている。

) ふり返り：2017年7月10日の総会(豊橋市民センター)以後

パタゴニア名古屋のフェスタに参加：7月25日(倉橋氏)

いっせい行動：7月26日 知事との話し合い、および部局交渉

県議会(2017年9月、12月)請願、新城市・設楽町議会(2018年3月)陳情

水源連安威川全国集会・総会：2017年11月4-5日大阪府茨木市

二次監査請求・訴訟についての勉強会(2017年12月10日、新城市内)：豊川水系フルプランの目標年(2015年)を過ぎて、東三河地域の水道用水源を設楽ダムに求めるとの設楽ダムの建設根拠が失われたことが証明されたことから、愛知県知事、企業庁長に対して、監査請求を行うことを確認した。

伊勢湾流域の再生シンポジウム：2018年02月10日豊橋市民センター

住民監査請求人の募集等：2018年3月15日までに住民監査請求を行う取り組みを進めてきた。3月9日締め切りで、約400名の請求人。引き続き、3月末を限度に二次請求人を募集。

ダムサイト周辺の地質地盤問題について、設楽ダム工事事務所との話し合い(2018年1月26日)。

立木トラストへの取り組み： 3月に札付を計画中。

その他： 設楽ダム予定地周辺の地質調査(その2)の助成金を高木市民科学基金に申請し、書類審査通過、3月4日に書類審査通過グループによる公開プレゼンテーションが実施された。その際、配布された資料(設楽ダムについての部分):別紙

) 当面の取り組みについて

愛知県知事が撤退判断をしない状況の下で、3月14日に第二次住民監査請求を行い、続いて4月には第二次訴訟の提訴を行う方向。この二次訴訟は、水道用水のために設楽ダムを造ることは無駄な支出に当たるという一点に絞って、愛知県民による原告団を作って取り組む。監査請求人のみが原告となることができるので、監査請求人に訴訟参加を呼び掛けて、訴訟委任状を提出してもらい、原告となっていただく。訴訟の取り組みは、弁護団の支援を受けた原告団が取り組み、当会は原告団を支援する。

大村知事に対して： 当会は環境団体としての立場から「いっせい行動」に参加して、ダム事業からの撤退を粘り強く働きかけ続ける。

議会に対しては、設楽ダム事業からの撤退請願をつづける。その際に、全議員に趣旨が伝わるような広報活動の工夫をしていく。

流域の総合的な水循環のあり方を検討する研究会を立ち上げ、豊川水系の体系的な水循環政策を1~2年を目処に提案し、「豊川水系水循環協議会」に反映させていく。

地質地盤問題は引き続き開示請求および開示文書資料の分析等に取り組み、中部地整に対して、専門家と住民を交えた検討会を開くよう提案する。

(なお、高木基金の助成を受けられるとの前提で、地質構造学や変動地形学、地盤工学などの専門家の協力を得て、検討会・シンポジウムなどを開き、報告書~意見書をまとめる予定)

立木トラスト： 山主との意思疎通を良くすること、山主の希望なども聞きながら、立木山の手入れ・維持作業の実務を担うなど、山主との協働を進める課題、および立木トラストの事務局の確立が課題となっている。

) 会のあり方

当会の結成を振り返ると、訴訟(第一次)に取り組み、成功させることが第一義的な活動目標であったことが確認できる。(参照：いっせい行動「焔の群像」p89-90)

住民訴訟は2007年4月の提訴から、2014年5月の最高裁の棄却決定まで7年続けられた。この間、訴訟に取り組む中で、設楽ダム建設が無駄で環境破壊を引き起こす、やっではない事業であることを明らかにし、広く市民に訴えてきたことは、大きな成果であった。しかしながら、会の活動は、訴訟中心とならざるを得ない状況が続き、会員の多様な活動によって豊かな運動を創造していくという面では、遅れていたと言わざるを得ない。

訴訟終結後には環境団体として愛知県の公害・環境問題にとりくんで行政に働きかけを続けている「いっせい行動」に参加して知事との話し合いの場にも臨んできた。また、立

木トラスト運動と地質地盤問題にも取り組んできた。

訴訟（一次）の終結で会を一旦解散して、新たな形の運動に発展させる選択肢もあったが、立木トラストへの取り組みと、控訴審でとりあげた地質地盤問題の継続的な調査もあって、いままでの態勢を維持してきたが、会員多数が参加する創造性のある活動は実現できていない。

一方、この間、若者と協力して作ったパンフレット「設楽ダムって知ってる？」の普及や、SNS などでの取り組みもあって、ダム問題に関心を持つ若い世代とも交流ができるような変化も生まれた。より若い世代が基軸となって、多様な運動に取り組めるような態勢をめざしたい。具体的には共同代表制（女性を含む）をとり、それぞれ得意な方面を分担して取り組み、会総体としての運動を広げ、量質ともに豊かにしていくことを期待する。

役員

（現行役員）

代表 （市野）
副代表 （宮入、伊奈）
事務局長（奥宮）
顧問 （松倉）

（新態勢案）

共同代表 3~4人 （ 統括、 利水、 水循環・環境、 イベント）
事務局長 1人 （ 統括）
事務局員 2人 （ 記録広報、 会計）
立木トラスト世話人代表（ ）
立木トラスト事務局 （ ）
監事 （ 、 ）
顧問 （ 、 、 ）

会計報告（別紙）

（参考資料一覧）

- ・「設楽ダムは要らない（第二次）住民監査請求に参加を！」、裏面「請求人署名の集め方」
- ・「愛知県職員措置請求書」請求人署名用紙
- ・『焰の群像』「愛知方式」愛知の住民・市民運動 40年の軌跡 2002年～2016年：健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動実行委員会，p89-90（2017.11.01）
- ・「設楽ダム予定地周辺の地質調査その2」：高木仁三郎市民科学基金 2017年度研究助成応募、書類選考通過団体によるプレゼンテーション資料（設楽ダムの建設中止を求める会地質調査グループ）（2018.03.04）